

## 【デイサービスセンターあやめの里利用料金】 令和元年10月1日現在

※ 端数処理のため若干の誤差が生じる場合があります。

## ●自己負担が1割

(1) 野洲市介護予防・日常生活支援総合事業  
第1号通所事業【通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）】利用の方  
(1ヶ月あたりの概算)

区分	事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2
単位	1,461	2,996
① 1ヶ月あたりの金額 (③×10.14円)	14,814円	30,379円
② 1ヶ月あたりで介護保険から給付される金額 (④の9割)	13,332円	27,341円
③ 1ヶ月あたりの自己負担額 (④-⑤)	1,482円	3,038円
④ 1ヶ月あたりの昼食代 ※3	2,600円 (650円/食×4日)	5,200円 (650円/食×8日)
1ヶ月あたりの費用の合計 (⑥+⑦)	4,082円	8,238円

※ 昼食代については、事業対象者・要支援1の方は月4日分、事業対象者・要支援2の方は月8日分として計算しております

## (2) 上記(1)以外のサービス利用料金

	利用者負担金	備 考	
入浴料金	500円	ご利用者の希望により特別に行う場合	
日常生活等に要する費用	サービス提供記録の複写物の交付	1枚 10円	
	医療処置消費材料費	実費	原則として医療処置材料はご持参ください
	クラブ活動等の材料費	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	外出行事等の費用	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	施設内喫茶の費用	実費	
	利用者の希望や必要に応じて提供する嗜好品、その他の費用	実費	

## (3) サービス中止時の料金

① 利用予定日以前の中止	前日の午後5時30分までに連絡いただいた場合、食事代は頂きません。
② 利用当日の中止	当日キャンセルする食事代を頂きます。
③ 利用途中の中止	実際に利用された基本料金及び、実際に提供されたサービス料金の他、当日キャンセルする食事代をいただきます。

(注1) 介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

(注2) 日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をご説明します。

## 【デイサービスセンターあやめの里利用料金】 令和元年10月1日現在

※ 端数処理のため若干の誤差が生じる場合があります。

## ●自己負担が2割（一定以上の所得のある方）

(1) 野洲市介護予防・日常生活支援総合事業  
第1号通所事業【通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）】利用の方  
(1ヶ月あたりの概算)

区分	事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2
単位	1,461	2,996
④ 1ヶ月あたりの金額（③×10.14円）	14,814円	30,379円
⑤ 1ヶ月あたりで介護保険から給付される金額（④の8割）	11,851円	24,303円
⑥ 1ヶ月あたりの自己負担額（④－⑤）	2,963円	6,076円
⑦ 1ヶ月あたりの昼食代 ※3	2,600円（650円/食×4日）	5,200円（650円/食×8日）
1ヶ月あたりの費用の合計（⑥＋⑦）	5,563円	11,276円

※ 昼食代については、事業対象者・要支援1の方は月4日分、事業対象者・要支援2の方は月8日分として計算しております

## (2) 上記(1)以外のサービス利用料金

	利用者負担金	備 考	
入浴料金	500円	ご利用者の希望により特別に行う場合	
日常生活等に要する費用	サービス提供記録の複写物の交付	1枚 10円	
	医療処置消費材料費	実費	原則として医療処置材料はご持参ください
	クラブ活動等の材料費	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	外出行事等の費用	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	施設内喫茶の費用	実費	
	利用者の希望や必要に応じて提供する嗜好品、その他の費用	実費	

## (3) サービス中止時の料金

①	利用予定日以前の中止	前日の午後5時30分までに連絡いただいた場合、食事代は頂きませ
②	利用当日の中止	当日キャンセルする食事代を頂きます。
③	利用途中の中止	実際に利用された基本料金及び、実際に提供されたサービス料金の他、当日キャンセルする食事代をいただきます。

(注1) 介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

(注2) 日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をご説明します。

## 【デイサービスセンターあやめの里利用料金】 令和 元 年 10 月 1 日現在

※ 端数処理のため若干の誤差が生じる場合があります。

## ●自己負担が3割（一定以上の所得のある方）

(1) 野洲市介護予防・日常生活支援総合事業  
第1号通所事業【通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）】利用の方  
(1ヶ月あたりの概算)

区分	事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2
単位	1,461	2,996
④ 1ヶ月あたりの金額（③×10.14円）	14,814円	30,379円
⑤ 1ヶ月あたりで介護保険から給付される金額（④の7割）	10,369円	21,265円
⑥ 1ヶ月あたりの自己負担額（④－⑤）	4,445円	9,114円
⑦ 1ヶ月あたりの昼食代 ※3	2,600円（650円/食×4日）	5,200円（650円/食×8日）
1ヶ月あたりの費用の合計（⑥＋⑦）	7,045円	14,314円

※ 昼食代については、事業対象者・要支援1の方は月4日分、事業対象者・要支援2の方は月8日分として計算しております

## (2) 上記(1)以外のサービス利用料金

	利用者負担金	備 考	
入浴料金	500円	ご利用者の希望により特別に行う場合	
日常生活等に要する費用	サービス提供記録の複写物の交付	1枚 10円	
	医療処置消費材料費	実費	原則として医療処置材料はご持参ください
	クラブ活動等の材料費	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	外出行事等の費用	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	施設内喫茶の費用	実費	
	利用者の希望や必要に応じて提供する嗜好品、その他の費用	実費	

## (3) サービス中止時の料金

① 利用予定日以前の中止	前日の午後5時30分までに連絡いただいた場合、食事代は頂きませ
② 利用当日の中止	当日キャンセルする食事代を頂きます。
③ 利用途中の中止	実際に利用された基本料金及び、実際に提供されたサービス料金の他、当日キャンセルする食事代をいただきます。

(注1) 介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

(注2) 日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をご説明します。